

## 個人情報取扱特記事項

## 1 特記事項

## (個人情報の漏えいの禁止)

第1 指定管理者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定が取り消され、又は業務従事者の職務を退いた後においても同様とする。

## (収集の制限)

第2 指定管理者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するための必要な範囲内で、適切かつ公正な手段により行わなければならない。

## (個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第3 指定管理者は、業務を行うために長野県から引き渡された個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

## (個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄)

第4 指定管理者は、業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、長野県の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

## (個人情報の目的外使用の禁止)

第5 指定管理者は、業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

## (個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第6 指定管理者は、長野県が承諾した場合を除き、業務を行うために長野県から引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

## (再委託の原則禁止)

第7 指定管理者は、長野県が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

## (事故発生時における報告)

第8 指定管理者は、業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、長野県に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。